

宿泊税

税務・市財務局通達

宿泊税 – これは何で何のためですか？

宿泊税は宿泊施設に私用のために有料で宿泊する際宿泊客に賦課されています。

宿泊税は飼犬税や別荘税などと同様同市固有の公課です。公課としているわけは「特殊費用」に賦課されるから、すなわち基本生活必需用途を超えた対象への所得処分に当たるからです。

法源はザクセン州首都ドレスデン市における宿泊税徴収に関する規定(2015年5月7日制定)です。

宿泊税も含む諸税は特定目的のために徴収されておらず、一般的に都市財政の歳入を賄うためです。ドレスデン市の財政で賄われる最も重要な市町村連合の歳入は、社会保障関連および学校や幼稚園など教育施設の建設やメンテナンスに充当され、この財源で文化施設やスポーツ施設も市の財政で賄われています。

課税対象者は誰ですか？

宿泊税を支払う義務があるのはホテル、ゲストハウス、ペンションや旅館、休暇滞在施設または類似の宿泊施設ならびにキャンプ場にある方は原則的に、ドレスデンに私用で宿泊するすべての方です。但し、例外的な免税資格(下記参照)が無い限りとします。トレーラーハウス場での宿泊は区画割りされた衛生施設が提供されている限り、納税義務があります。

宿泊税率はどれほどでいつ支払うのですか？

宿泊税は個々の宿泊施設での宿泊日ごとに支払われる料金(付加価値税込みにより異なります。複数の人員が一部屋の価格を(一括で)支払う場合、一人ずつこの宿泊代を人数分で除した金額が算定基準になります。総額宿泊料による場合で宿泊料とその他のサービス料金に宿泊代金を分割することが例外的に不可能な場合(たとえば、朝食付きや昼食付きまたは夕食も付く宿泊条件)、課税算定基準は宿泊料から朝食代 7 ユーロ、昼食と夕食は各 10 ユーロを宿泊客・食事回数毎に控除した金額とします。宿泊税は以下の算定基準額に基づいて課されます。

- 30 ユーロ未満: 1 ユーロ
- 30 ユーロ以上 60 ユーロ未満: 3 ユーロ
- 60 ユーロ以上 90 ユーロ未満: 5 ユーロ
- 90 ユーロ以上 120 ユーロ未満: 7 ユーロ

等となります。この上の金額では各 30 ユーロの価格幅ごとに対応する税率 2 ユーロずつ増額されていきます。例えば、朝食抜きで一泊 55 ユーロの一人部屋に五泊するとします。この金額は税率区分では 30 ユーロ以上 60 ユーロ未満に該当するので、この区分に対する宿泊税額は一泊当たり 3 ユーロとなり、これを宿泊代に加算してお支払頂くことになり

ます。この例では宿泊税合計が 5 泊x3 ユーロの 15€となり
ます。

宿泊税は遅くとも宿泊施設の最後の滞在日、通常の場合チェックアウトするまでに宿泊所でお支払頂きます。

重要:

宿泊施設の経営者は宿泊税を回収する法的義務を負っていることを何卒ご理解頂きたく存じます。宿主によって不当な負担を課されたと感じる場合もあるかもしれませんが、まずは宿泊税をお支払頂き、後日、州都ドレスデン市の税務・市財務局に対して還付請求を行ってください。本局の連絡先はこの案内書の裏面に記載されています。

免税措置はあるのでしょうか？

課税対象外:

- 業務上の宿泊または職業訓練や職業上の継続トレーニングを理由として必要な宿泊
- 未成年者
- 身体障害者のうち障害重度 80 以上が記された対応する障害者手帳を持つ方、ならびに、
- 重度障害者のうち障害者手帳に障害程度 80 以上であって重度標識「B」が記載されている方と一名の付添人。

重要:

免税措置を利用して宿泊税を徴収しない場合は宿泊先の経営者があなたの氏名、住所、生年月日、チェックイン日とチェックアウト日を記入してあなたご本人の署名を頂くことを義務づけられていることをご了承ください。但しこの条件は成人が同伴せずに宿泊する 18 歳未満の未成年者にのみ適用されます。

宿泊客は宿泊が職業上の必要性であることまたは宿泊施設に対して免税資格をどのようにして証明できますか？

被雇用者および職業上の訓練または継続トレーニングを受けている人員:

このカテゴリーの人員の場合は雇用者または訓練機関による簡単な証明書で十分です。この証明書は明示的に職業上の宿泊が必要であることまたは職業的訓練やトレーニングに関わることを記載し、少なくとも以下の項目を記載してあることが必要です:

- 雇用主または訓練機関の名称および住所、および、
- 宿泊者の氏名および生年月日、および、
- 宿泊日数。

自営業者／自由業の場合：

独立した自由業や自営業者の場合、宿泊が職業上の必要によるものであることは当局規定の様式に自分で記入して証明することができます（同様式の見本はザクセン州首都ドレスデン市のウェブサイトに掲載されています）。

児童または 18 歳未満の宿泊客：

この場合は両親または同行者が記入して内容を確認すれば済む住民票記載の年齢呈示で十分です。重要なことは、要請を受けた場合には成人の連絡先（両親）を指定可能なことです。この方は免税対象の宿泊客が宿泊期間において未成年であったことを確認できる必要があります。

重度障害者/付添人：

この場合は対応する障害者手帳の呈示で十分です。

免税対象となるための証明書が不正であった場合どうなりますか？

宿泊者または雇用主／（公務員の場合）勤務先当局が宿泊が職業上／トレーニングや訓練のために必要であったことを証明書で確認します。不正な証明書であった場合は前記の者が未払税の納付義務を負います。内容が不正な証明書の発行は公共秩序違反としてまたは犯罪として処罰される場合があります。

宿泊客として自分は宿泊理由についての情報を表明する義務があるのでしょうか？

宿泊客には旅行の理由を表明する義務は全くありません。宿泊客が宿泊の職業上の必要性を表明し証明書を提出しないことを選んだ場合は宿泊税は徴収され、支払わなければなりません。

宿泊客は宿泊の職業上の必要性を事後的に提出し、宿泊税の還付を受けることができますか？

宿泊について宿泊客が職業上や訓練・トレーニングの理由証明書を提出しなかったために、宿泊税がすでに支払われた場合、ザクセン州首都ドレスデン市の税務・市財務局に対して対応する証明書類（請求書の写しおよび雇用主か訓練機関の証明書）を提出して納付済み宿泊税の還付を申請することができます。

ドレスデンの宿泊税についてさらに詳しい情報はどこで入手できますか？

ウェブサイト：

www.dresden.de/anliegen

キーワード：宿泊税

メールアドレス：

steuer-stadtkassenamt@dresden.de

訪問の場合の現地住所：

Dr.-Külz-Ring 19

執務室：4 / 206 と 207

01067 Dresden

電話番号： (03 51) 4 88 20 86

FAX： (03 51) 4 88 28 98

郵送住所：

Landeshauptstadt Dresden

Steuer- und Stadtkassenamt

FB Aufwandsteuern

Postfach 12 00 20

01001 Dresden

業務時間：

月曜日： 9～12 時

火曜日： 9～18 時

木曜日： 9～18 時

金曜日： 9～12 時

刊記

発行人

ザクセン州都ドレスデン市

税務・市財務局

電話 (03 51) 4 88 24 96

FAX (03 51) 4 88 28 98

Eメール steuer-stadtkassenamt@dresden.de

報道・渉外部局

電話 (03 51) 4 88 23 90

FAX (03 51) 4 88 22 38

Eメール presse@dresden.de

Postfach 12 00 20

01001 Dresden

www.dresden.de

当局代表番号 115 までお気軽にお問い合わせください

改訂版 2016 年 12 月

暗号化された電子文書へのアクセスはできません。証明済み電子署名が付された電子文書は www.dresden.de/kontakt からご提出ください。この案内書は州都ドレスデンの公共関連業務部の職権の下に置かれています。本書を選挙活動に使用することはできません。政党は党员への通知目的では使用することができます。